

令和 8 年度 津幡町職員採用候補者試験（2 次募集）要項

I 採用職種、採用予定人員、主な職務内容

採用 職 種		採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一 般 行 政 事 務 職	障がい者	若 干 名	町の事業・サービス全般における 一般行政事務
土 木 ・ 建 築 技 術 職	初 級	2 名程度	土木・建築関係業務及び一般行政事務
保 健 師（職務経験者含）		1 名程度	保健師関係業務及び一般行政事務
精神保健福祉士（職務経験者含）		1 名程度	精神保健関係業務及び一般事務
保 育 士（職務経験者含）		2 名程度	保育士業務
調理師（経験者）		2 名程度	保育園及び学校施設等における 給食業務

II 受験資格（※ 各採用職種を重複（併用）して受験することは出来ません。）

採用 職 種		受 験 資 格
一般行政 事 務 職	障がい者	(1) 高等学校卒業程度の学力を有する人 (2) 昭和 56 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人 (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4) 活字印刷文による試験問題に対応できること（点字による出題はありません。）
土木建築 技 術 職	初 級	(1) 高等学校卒業程度の学力を有し、土木・建築に関する科目を修学した人（ただし、大学卒業及び令和 9 年 3 月までに大学卒業見込の者は受験できません。） (2) 平成 14 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人
保 健 師 （職務経験者含）		(1) 平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 現に保健師の資格を有する者又は令和 9 年 3 月末までに資格を取得する見込みの人
精神保健福祉士 （職務経験者含）		(1) 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 現に精神保健福祉士の資格を有する者又は令和 9 年 3 月末までに資格を取得する見込みの人
保 育 士 （職務経験者含）		(1) 平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 現に保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する者で <u>3 年以上の職務経験※を有している人（令和 9 年 3 月 31 日までに 3 年に達する者を含む。）</u> 又は令和 9 年 3 月末までに資格及び免許を取得する見込みの人
調 理 師 （職務経験者）		(1) 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人 (2) 現に調理師、栄養士又は管理栄養士の免許を有する者で <u>5 年以上の職務経験※を有している人（令和 9 年 3 月 31 日までに 5 年に達する者を含む。）</u>

詳しくは、津幡町総務部総務課まで問い合わせてください。

※ 職務経験における注意点

- ・ 職務経験には、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。

- ・職務経験については、複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。
- ・職務経験年数については、各資格又は免許を有し、幼稚園教諭、保育士又は保育教諭、調理師として企業、幼稚園、保育所、認定こども園等で勤務した年数をいいます。
- ・休業等（育児休業、介護休業、病気休職等）で実際に業務に従事しなかった期間（産前産後休暇を除く。）が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

《注意事項》 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ◎ 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 津幡町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

Ⅲ 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合否の通知
第1次試験	令和8年10月18日(日) 午前8時30分から 午後4時00分頃まで(予定)	津幡町役場※2 (津幡町字加賀爪ニ3番地)	10月下旬にインターネットにて通知
第2次試験	令和8年11月初旬の予定 (第1次試験合格者に対して行います。)		11月下旬にインターネットにて通知

※2 第1次試験の会場については、受験人数によっては変更する場合があります。

Ⅳ 受験手続

(1) 申込方法

原則、インターネットによる申し込み（電子申請）のみとします。申込方法としては、別紙をご確認ください。インターネットによる申し込みができない特段の事情がある方は、必ず9月4日（金）までに津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

(2) 注意事項

申し込みは、下記申し込みフォームからアクセスしてください。

＜自治体求人専用サイト＞<https://public-connect.jp/employer/52850>

- ・自治体求人専用サイト「パブリックコネクト」よりパソコン又はスマートフォンからお申し込みください。（インターネット接続が必要です）
- ・使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ・受験申込時に間違いがないか十分確認して申し込みしてください。
- ・受付期間中に受信したものを有効とします。
- ・障がいがある方で、車椅子等を使用されるなど試験場において特別な配慮を必要とされる場合は、受験申込時にその旨を津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

◎申込書について

申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添付してください。

【添付書類】

- ・最終卒業学校の卒業証明書（来春卒業予定者は卒業見込証明書）または卒業証書の写し
- ・資格等が必要な職種（保健師、精神保健福祉士、保育士等）は、免許等の資格証明書の写し（見込者は資格見込証明書またはそれに準ずるもの）

V 受付期間

令和8年8月21日（金）から9月17日（木）まで

◎ 書類不備について

受付後、書類を精査し不備があった場合は、受け付けできません。提出する際には、添付書類及び入力誤り等がないか十分書類を確認のうえ、不備がないようにしてください。

VI 試験の方法

○第1次試験

- (1) 一般行政事務職（障がい者）、精神保健福祉士、調理師

【一般教養、適性検査、作文試験】

- (2) 土木・建築技術職（初級）、保健師、保育士

【一般教養、適性検査、論文（作文）試験、専門試験】

○第2次試験

第1次試験合格者に対して、面接試験を行います。

VII 合格から採用まで

- (1) この試験は、採用候補者となるための試験であり、最終合格者は採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録されます。この名簿は、1年間有効です。
- (2) 採用者は、名簿に記載された人の中から任命権者が決定します。ただし、受験資格に掲げる条件を満たさない場合、受験内容が正しくないことが明らかになった場合又は合格から採用までの間に採用するにふさわしくない非違行為等があった場合など、合格を取り消すことがあります。

VIII 給与等の待遇

津幡町一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和8年4月における初任給は、次のとおりです。初任給の決定については、職業経験がある場合は、所定の金額が加算されます。また、今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

なお、調理師については、経験年数に基づき、初任給を定めます。例えば、8年以上給食業務に従事している場合は、223,200円を基本額とし、経験年数等を考慮し給与額を決定します。

職 種	大学卒	短大卒	高校卒
事務職、技術職、 その他専門職等	232,000円	216,500円	200,300円
保育士	237,600円	229,200円	—

- (2) 諸手当 上記の金額のほか、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給
- (3) 勤務時間 原則として1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分

- (4) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
(ただし、勤務箇所によっては、変則的な勤務形態となります。)
- (5) 休暇 年次有給休暇（年間 20 日、採用 1 年目は 15 日）のほか、
特別休暇（病気・結婚・出産・介護・忌引等に要する休暇）

Ⅷ その他

提出書類は、原則返却しません。

申込書に記入された個人情報は、本町にて適切に管理し、今回の受験に関する手続以外には一切使用しません。

Ⅹ 問合せ先

この試験の詳細については、津幡町総務部総務課にお問い合わせください。

郵便番号 〒929-0393
住 所 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
電話番号 (076) 288-2120
メールアドレス soumu@town.tsubata.lg.jp

【参 考】

町ホームページ <https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/syokuinsaiyou.html>